

# 令和4年度 監事監査研修会・行政報告会

この研修会は、監事の役割と監査の実務のあり方を学び、会員生協の健全な組織運営と安定した経営基盤の強化を図ること目的に開催をいたしました。

昨年度は業務監査を中心に会計監査の研修をいたしました。本年度は年間時系列による監事監査について学びました。

また、研修会の開催に合わせて、愛知県消費者行政より生協現地検査による指導事項についてのご報告をいただきました。

◇日時 令和5年3月23日(火)

◇場所 (1)実出席21名:ウインクあいち1309会議室

(2)オンライン出席13名:Zoom

◇講師 日本生協連 法務部 井藤康治様

参加者34名(12生協27名、行政2名、講師2名、联合会3名)

トヨタ1名、コープあいち5名、あいち3名、かりや愛知中央1名、愛知県職員2名、生活クラブ1名、南医療3名、トヨタ車体2名、愛知県警察職員1名、生協東海コープ4名、アイチョイス3名、名古屋市民火災共済1名、行政2名、県連3名、日本生協連2名

# 監事監査研修会

◆ 日本生連合 渉外広報本部 法務部 井藤康治様  
『年間時系列による監事監査のポイント』

(1) 監査報告を意識した年間監査活動の展開

ア 監事の職務(生協法第30条の3第2項)

イ 監査報告の内容(生協法施行規則第131条・第132条)

ウ 年間の監査業務の見取り図「業務監査」「会計監査」

(2) 監事監査の環境整備

(3) 期初の監査

ア 期初の監査の要点

イ 総(代)会終了後の監査

ウ 総(代)会終了後の監事会、期初の監事会

エ 代表理事との定期的会合、公認会計士等との会合、

内部監査部門等との連携

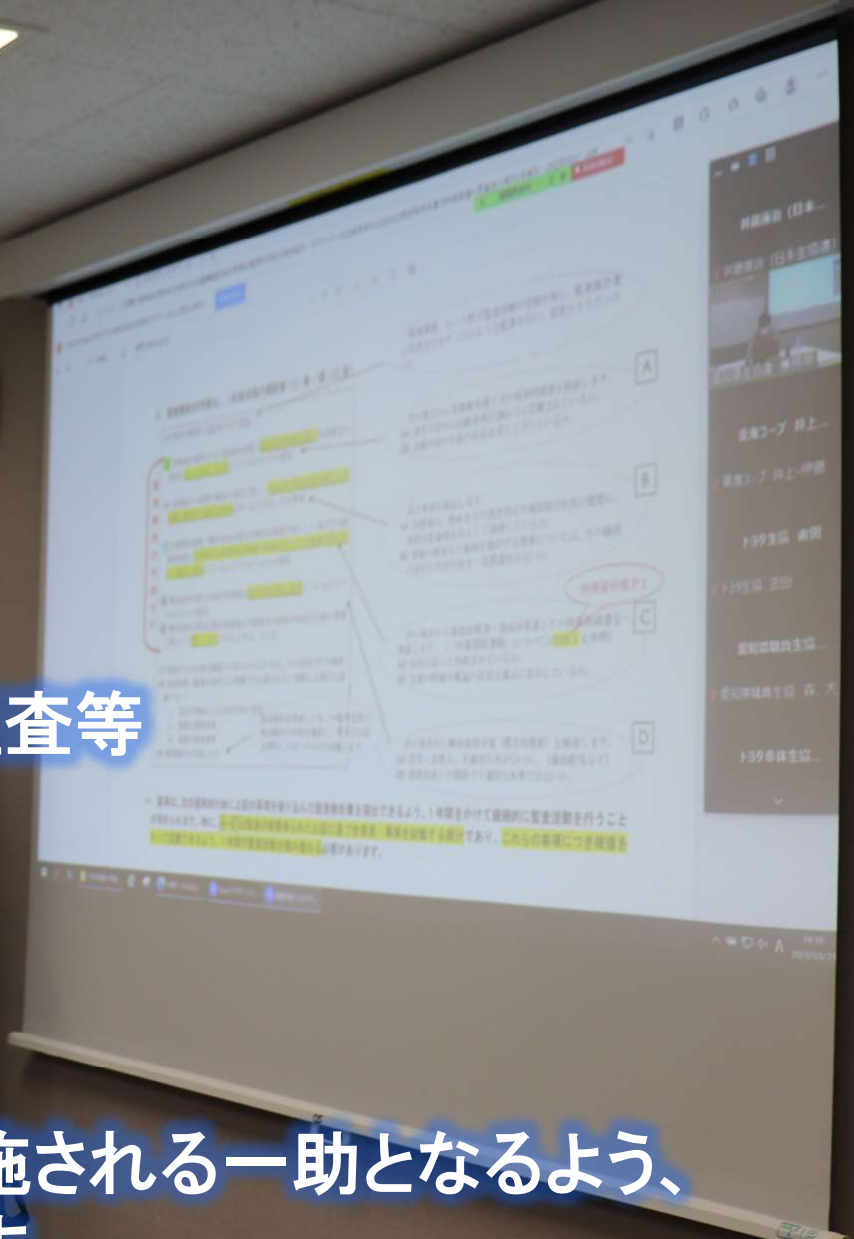
## (4) 期中の監査

- ア 期中の監査の要点
- イ 内部統制システムの監査
- ウ 個別の監査事項

## (5) 期末の監査

- ア 期末の監査の要点
- イ 期末監査の準備
- ウ 年度決算に関する書類の監査
- エ 通常総(代)会の議案や手続の監査等
- オ 監査報告の作成・提出

会員生協の監事監査が有効的に実施される一助となるよう、次年度も研修会を計画してまいります。



# 行政報告会

◆県民文化局 県民生活部県民生活課 主査 小島真弓様

(1) 令和4年度の生協現地検査実施状況について

○98組合に対し現地検査を実施(うち検査専門員(公認会計士)同行4組合)

○現地検査で複数の組合へ指導・助言を行ったので、各組合(連合会)においても十分留意していただくよう、令和5年2月22日付け4県生第749号で愛知県県民文化局長通知「消費生活協同組合の適正な運営について」を发出し、事務局連絡「消費生活協同組合実地検査における改善指導事例について」を送付しました。

- 定款において定める規約・規則類は早急に整備し、文書の保存に関する規則等、組合運営に必要となる事項を定める規則は、積極的に整備を検討すること。
- 理事会に度重なる欠席をする役員がいる場合には、役員としての職務を適切に遂行できる体制を検討すること。
- 監事は、監査の内容や実施方法について検討し、監査の実効性を高めること。
- 経理会計において、複数の職員が相互に確認し合い、内部牽制機能が十分に働く体制を構築すること。
- 事業報告書・決算関係書類等の記載に不足や誤りがないか十分に確認すること。

## (2) 令和5年度の生協現地検査について

○現地検査は全体で8～9組合に対して実施予定です

## (3) その他

○県への申請及び届出について、「あいち電子申請・届出システム」により一部を除き、電子申請が可能となりました。